

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域プロジェクト研究「サブサハラアフリカ村落給水及び衛生の課題と今後の支援方策の検討」

調達管理番号： 20a00854

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月4日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月4日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域プロジェクト研究「サブサハラアフリカ村落給水及び衛生の課題と今後の支援方策の検討」

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年1月から2022年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の8%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 水資源グループ 第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確

定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

１）全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

２）日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件においては、特定の排除者はありません。

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

６ 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０２０年１１月１３日（金） １２時まで

（２）提出先：上記「４．窓口【選定手続き窓口】」

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

- (3) 回答方法：2020年11月19日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年11月27日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

現地再委託経費

給水施設の運営・維持管理等に関する現状調査（第3章3.（4）1）の表4. に記載）」

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨

セネガル、ベナン XOF1=0.186450 円

タンザニア TZS1=0.045140 円

エチオピア ETB1=2.778750 円

b) US\$ 1 =104.450 円

c) EUR 1 =122.633 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任／村落給水・衛生／地方行政

b) 給水施設・運営維持管理 1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.66 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

（3）契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年12月18日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- （1）プロポーザルの提出者名
- （2）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を

過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 村落給水・衛生にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末を目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

➤ サブサハラアフリカ村落給水及び衛生に関する現状と課題

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/村落給水・衛生/地方行政(2号)

➤ 給水施設・運営維持管理1(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／村落給水・衛生／地方行政）】

- a) 類似業務経験の分野：村落給水・衛生にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全途上国
- c) 語学能力：英語（なお、仏語ができれば望ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 給水施設・運営維持管理1】

- a) 類似業務経験の分野：村落給水にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全途上国
- c) 語学能力：英語（なお、仏語ができれば望ましい）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：村落給水・衛生／地方行政	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(13.00)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：給水施設・運営維持管理 1	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3 特記仕様書案

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

1. 業務の背景・目的

サブサハラアフリカの人口は約645百万人（2000年）から約1,023百万人（2017年）に増加し、この間、都市の給水率（基本的な飲み水へのアクセス）は78%から84%となっている（WHO/UNICEF 2019¹）。一方、村落の同給水率は31%から45%と改善されているものの、依然として基本的な飲み水にアクセスできない人口は約337百万人と多い。また、村落給水施設は施設の整備とともに稼働率確保も一つの大きな課題である。ハンドポンプ付井戸については、3分の1の施設が不稼働という報告も過去にはあり（RWSN 2007²）、井戸建設からの経過年数にも影響を受けるものの、JICAが2019年度に実施した調査では、ハンドポンプ付井戸の稼働率が56%という事例も確認している。

国際社会において、衛生は安全な水の供給とともに、「水・衛生分野」（Water, Sanitation & Hygiene: WASH sector）として一つの分野を成していることは、言及するまでもない。衛生施設の整備は、水系感染症の原因となる病原菌の伝播ルートを示したF-diagram³において、それを阻止する第一のバリアーでもあり、衛生施設の整備は、水供給、衛生行動と並んで重要である。しかしながら、水供給と比較しても、基本的な衛生施設（トイレ）を利用できる割合はサブサハラアフリカでは約22%（2017年）と普及にはさらに大きな遅れがみられる（WHO/UNICEF 2019）。加えて、サブサハラアフリカにおける学校でのトイレの普及率は53%であるものの（WHO/UNICEF 2018⁴）、データ取得が困難な国が多く、さらにトイレがあっても、水が得られないことや施設の故障により使用されていないトイレが多く存在する。改善されたトイレが利用できる学校では、生徒の出席率が高いとの報告もあり（ibid.）、また女性の月経衛生対処の観点からも学校のトイレ整備及び改善の取り組みは重要である。

我が国はこれまでサブサハラアフリカの村落に対し、多くの支援を行ってきた。その結果、給水率の向上や給水施設の稼働率の改善に寄与してきたものの、上述のとおり、SDGの達成には、給水施設の老朽化対応含めての施設整備や運営維持管理（Operation & Maintenance、以下「O&M」という。）の改善、衛生施設の整備及び維持管理等、いまだ取り組むべき大きなチャレンジ（Challenges）が存在する。都市給水では給水率の改善から給水の質（給水時間や給水量）の向上に重点がシフトしているものの、村落給水では、利用者の所得が少ないことや、村落給水の中心アクターである地方自治体のキャパシティが低いことなどから、都市給水と比較しても、厳しい条件下にある。このような中、近年では、住民による運営維持管理（Community Based

¹ WHO/UNICEF, 2019. Progress on household drinking water, sanitation and hygiene. Estimates on the use of water, sanitation and hygiene by region (2000-2017). Updated July 2019.

² RWSN Handpump Data, Selected Countries in Sub-Saharan Africa.

³ 例えば、https://wedc-knowledge.lboro.ac.uk/resources/factsheets/FS009_FDI_A3_Poster.pdf

⁴ WHO/UNICEF, 2018. Drinking water, sanitation and hygiene in schools: global baseline report 2018.

Management System、以下「GBMS」という。)とは異なるアプローチの試みや、民間企業を活用したマネジメント契約の導入が図られている。また、情報通信技術 Information Communications Technology (以下「ICT」という。)の活用やデジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation、以下「DX」という。)による課題対処も進められている。

このような状況を踏まえ、2010年以降に我が国が村落給水・衛生セクターで実施してきた技術協力プロジェクトや無償資金協力(以下「これまでの支援」という。)のレビューも行い、改めて現在の村落給水及び衛生の課題を整理、知見を抽出するとともに、課題に対処するためのJICAの今後の支援方策の検討が必要と考える。よって、JICAはプロジェクト研究「サブサハラアフリカ村落給水及び衛生の課題と今後の支援方策の検討」(以下「本研究」という。)を実施する。本研究の目的は以下のとおり。

- (1) 村落給水及び衛生の課題、これまでの支援の教訓を整理し、これらを踏まえ、JICA事業(技術協力プロジェクト、無償資金協力、フォローアップ協力とする)の案件発掘・形成時や実施段階における留意点を整理する。
- (2) (1)で整理した課題、案件発掘・形成時の留意点を踏まえ、サブサハラアフリカにおける村落給水及び衛生の知見、支援方策案(モデル案件含む)について検討、整理する。

2. 業務実施上の留意事項

(1) 対象地域と対象分野

本研究の対象地域はサブサハラアフリカの村落地域とする。都市と村落は国によって定義が異なり、Rural Growth Centre と呼ばれるような都市と村落の移行地帯も存在する。この点も踏まえ、対象とする村落は、対象国として都市に分類されず、また、都市の給水の整備や維持管理を担う水道事業者が給水を行っている地域以外とする。

対象分野は水供給と衛生施設(トイレ)とする。トイレに付随する形での手洗い施設は対象に含める。水供給の対象施設はハンドポンプ付井戸と管路給水施設とする。衛生施設(トイレ)は、ピットラトリン(Pit latrines)やセプティックタンクを含むオンサイトシステム(On-site systems)と、下水道施設に代表されるオフサイトシステム(Off-site systems)に大別される。衛生施設はオンサイトシステムを対象とし、小・中学校のトイレも対象に含める。

(2) 本研究によって期待される成果

本研究を実施することにより期待される成果は以下の通り。

- 1) 2010年に取り纏められた「サブサハラアフリカの村落給水施設・運営維持管理の課題と教訓」(以下、「2010年O&M研究」という。)で示された課題や教訓が2010年以降の情報を基に、レビューされる。
- 2) 2013年に取り纏められた「アフリカ地域衛生セクター支援情報収集・確認調査」(以下、「2013年衛生調査」という。)で示された課題や提言等が2013年以降の情報を基に、レビューされる。
- 3) 村落給水・衛生施設の中心的課題、知見が整理される。
- 4) 村落給水・衛生施設に関するこれまでの支援の教訓が整理される。
- 5) 村落給水・衛生施設に関するJICA事業において、案件発掘・形成時や実施段

階における留意点が整理される。

- 6) 今後、JICAが取り組むべきサブサハラアフリカにおける村落給水及び衛生分野の支援方策案が整理される。

(3) 本研究の対象国及びプロジェクト

本研究の対象地域はサブサハラアフリカとするが、JICAのこれまでの支援に関する調査を行う国として対象国を設定する。対象国は以下のとおり。また、表1に、対象国における本研究の調査対象プロジェクト（案）を示す。

仏語圏：セネガル、ブルキナファソ、ベナン

葡語圏：モザンビーク

英語圏：ウガンダ、エチオピア、ザンビア、タンザニア、マラウイ、ルワンダ

なお、村落給水や衛生に関する文献レビューは、文献で扱っている地域はサブサハラアフリカを対象とし、JICAの報告書に限らず、論文や他開発パートナー等が発信しているレポート、村落給水や衛生に関してウェブサイトが発信されている情報などをレビュー対象とする。

本研究では、セネガル、ベナン、エチオピア、タンザニアで現地再委託を含む、現地調査を実施する。それ以外の対象国については、ローカルコンサルタントなどを活用した現地調査は想定せず、文献調査、調査対象プロジェクトを実施したコンサルタントや、他開発パートナーへのヒアリング（他開発パートナーへのヒアリングにおける対象地域はサブサハラアフリカとする）などにより、情報を収集する。

調査対象プロジェクト（表1）を実施したコンサルタントに対しては、JICAが本研究の受託者の依頼に基づき、ヒアリングのアレンジを行う。必要に応じJICAが、JICAの在外事務所を通して、現地情報に関し、現地関係者へのヒアリングのアレンジを行うが、この場合も、ヒアリング自体は受注者が実施する。

表1：対象国と対象案件（案）

対象国	技術協力プロジェクト	無償資金協力
セネガル	安全な水とコミュニティ活動支援計画プロジェクトフェーズ1(2003-2006)	地方村落給水計画(2004-2007)
	安全な水とコミュニティ活動支援計画プロジェクトフェーズ2(2004-2007)	タンバクンダ州給水施設整備計画(2010-2012)
	タンバクンダ、ケドゥグ、マタム州村落衛生改善プロジェクト(2012-2016)	農村地域における安全な水の供給と衛生環境改善計画(2015-2017)
ブルキナファソ	中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト(2009-2013)	中央プラトー・南部中央地方飲料水供給計画(-2012)
	村落給水施設管理・衛生改善プロジェクトフェーズ2(2015-2020)	第二次中央プラトー・南部中央地方飲料水供給計画(-2016年)
	SATREPSアフリカ・サヘル地域における持続可能な水・衛生システムの開発(2010-2015)	
ベナン	対象なし	第六次村落給水計画(2009-2011)
モザンビーク	ザンベジア州持続的給水・衛生改善プロジェクト(2007-2011)	対象なし
	ニアッサ州持続的給水・衛生改善プロジェクト(2013-2017)	
ウガンダ	村落地方給水維持管理・衛生改善プロジェクト(2015-実施中)	アチョリ地域国内避難民の定住促進のための地方給水計画(2013-2015)
エチオピア	南部諸民族州給水技術改善計画プロジェクト(2007-2011)	オロミヤ州給水計画(2009-2012)
	地下水開発・水供給訓練計画プロジェクト(2009-2014)	ティグライ州地方給水計画(2007-2013)
	飲料水用ローブポンプの普及による地方給水衛生・生活改善プロジェクト(2013-2016)	アムハラ州南部地方小都市給水計画(2014-2015)
ザンビア	地方給水維持管理能力強化プロジェクト(SOMAP)フェーズ1(2005-2007)	ルアプラ州地下水開発計画(第一次、第二次、第三次)(2008-2016)
	地方給水維持管理能力強化プロジェクト(SOMAP)フェーズ2(2007-2010)	
	地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト(SOMAP 3)(2011-2016)	
タンザニア	村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクトフェーズ1(2007-2010)	ムワンザ・マラ給水計画(2009-2011)
	村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2(2011-2015)	タボラ州給水計画(2013-2016)
	地下水開発セクター能力向上プロジェクト	
マラウイ	地方給水運営維持管理プロジェクト(2011-2015)	中西部地方給水計画(2012-2015)
ルワンダ	地方給水施設維持管理強化プロジェクト(2014-2019)	第三次地方給水計画(2015-2017)

(4) 2010年O&M研究も踏まえた村落給水O&Mに関する対応

2010年O&M研究が取り纏められてから10年が経過し、この間、村落給水O&Mを取り巻く状況が大きく変化している。例えば、セネガル、ベナン、ウガンダ、ルワンダなどでのマネージメント契約に代表される村落給水O&Mへの民間企業の参入、マッピングシステムやモバイルマネーを活用した水料金支払いの導入といったICT技術の活用、DXを用いた課題への対処検討などが進められている。また、2010年O&M研究でグッドプラクティス事例や課題として取り上げられたことが、10年経過した今日、必ずしもグッドプラクティスではないことや、優先的に取り組むべき課題ではない事項もあると考える。2010年O&M研究で整理された事項をクリティカルにレビューし、今日の動向を把握し、今後のJICAの支援方策を検討するための土台となるO&Mの課題や、これまでの支援の教訓を整理する。

(5) 村落給水の運営維持管理（O&M）の中心的課題把握

ハンドポンプ付井戸のO&Mは施設のアセットオーナーが住民となる場合が多く、CBMSが主流である。近年、これに対し、ベナンではハンドポンプ付井戸のO&Mについても地方政府や民間企業が関与するなど、ICTも含め、新たなO&M体制に関する取り組みの導入や検討が実施されている。

これに関し、Foster (2013)⁵ は、CBMSはコミュニティにO&M責任があるものの、コミュニティがO&Mを行うにも、地方自治体等からの一定の支援が不可欠としている。給水施設のO&M状況のモニタリングは、地方自治体の重要な役割であることが多いが、実際には地方自治体はそのキャパシティ⁶不足を一つの主な原因として、その役割を果たすことができていないことが多い。これに関し、UNICEF (2016)⁷ は、これまでの支援の教訓として、地方自治体の「限定的なキャパシティ」への対応の必要性を挙げている。

村落給水施設の持続性を確保するためには、その構成要素とされる8つのファクター（政策、組織体制、財政、コミュニティ及び社会側面、技術及び環境、スペアパーツ、メンテナンス、モニタリング、これらを纏めて「Building Blocks」と呼ばれる。）がクリティカルな要素と考えられている (Harvey and Reed, 2004⁸)。Building blocksがある一定程度確保され、機能しているところでは、ハンドポンプ付井戸は高い稼働率（ウガンダ：91.7%）となっており、なぜBuilding blocksが確保されているのか、その理由に着目する必要があることをFoster (2013)は指摘している。

上記を踏まえると、O&Mフレームワーク、水料金の設定、マニュアル作成といった個々のテーマや課題ではなく、さらに優先的に取り組むべき課題（中心的課題）があると思われる。2010年O&M研究以降における議論（文献レビュー含む）や状況の把握を行い、O&Mにおける中心的課題の把握を行う。

(6) 村落給水の施設整備及び更新への対応方策の検討

我が国はこれまで主に無償資金協力を通し、サブサハラアフリカにおいて数多くのハンドポンプ付井戸や管路給水施設を整備してきた。しかしながら、既述のとおり、村落給水の給水率は依然として低く、基本的な飲み水にアクセスできない人口は約

⁵ Foster, T 2013. Predictors of Sustainability for Community-Managed Hand pumps in Sub-Saharan Africa: Evidence from Liberia, Sierra Leone, and Uganda, 2013

⁶ 「キャパシティ」について、詳しくはJICA 2008. キャパシティディベロップメントハンドブックを参照。

⁷ Unicef 2016. Strategy for Water, Sanitation and Hygiene 2016-2030

⁸ Harvey, P. A. and Reed, R. A. 2004. Rural Water Supply in Africa: Building Blocks for Handpump Sustainability. WEDC, Loughborough University, UK.

337百万人と推計され、より都市部からのアクセスが困難な地域や、地下水水質の条件が悪い地域も含め、今後も施設整備の方策を検討する必要があると考える。さらに、これまで我が国が支援した数多くの村落給水施設も、経年による老朽化が懸念され⁹、今後は新たな施設整備の他、施設の更新の需要が増加すると予測される。

また、都市給水では、現地通貨建ての債券発行によって途上国の国内民間投資家から資金を調達し、公的資金もブレンドしながら水道事業体に対する資金供給を行い、施設整備や改善を図るブレンデッドファイナンスが検討されている¹⁰。都市水道の場合は、比較的投資に対するリターン、つまりは投資による給水の質の改善、料金収入の増加、さらなる投資という好循環が期待できる。一方で、村落給水の場合、人口密度が低く、施設に対する利用者が少ないこと、利用者の収入が少ないこと、施設整備やO&Mに重要な役割を担うことが期待される地方自治体のキャパシティが低いことなど、都市給水と比較して、より厳しく不利な条件に置かれている。このような条件下、村落給水に対し、都市給水で検討されているブレンデッドファイナンスの適用も困難である可能性が高いと考える。

今後の村落の施設整備に関し、どのような地域に施設整備が必要かを把握するとともに、財源として、対象国の政府（税金）や開発パートナーによる直接的な支援に加え、これら以外の方策について検討する。また、我が国がこれまで支援を行ってきた村落給水施設に対し、施設の更新や拡張などの方策について検討する。

（7）衛生への対応

JICAは、衛生施設へのアクセス改善のために実施すべき点として、①住民の意識向上・理解の促進と、②衛生施設の普及体制の整備をあげている（JICA 2017¹¹）。住民に対する衛生（トイレ）啓発活動の手法として、Participatory Hygiene and Sanitation Transformation（以下「PHAST」という。）やCommunity Led Total Sanitation（以下、CLTSという。）、Social Marketingといった手法が用いられている。これら手法の中で、CLTSはUNICEFの主導により、野外排泄から伝統的トイレ使用への移行に向けて、最も普及している衛生啓発手法と言える。しかし、CLTSも、改良型トイレの使用に結び付かない等の課題が指摘され、また、行動変容が定着するまでのフォローアップ（数次に亘る訪問等）が不足している為に、元の野外排泄に戻ってしまうケースもある。加えて、学校でのトイレでは、その整備の遅れとともに、トイレが整備されても清掃されずに衛生的でないこと、プライバシーが確保されていないこと、月経衛生に対する配慮がされていないことなど、多くの課題を抱える。JICAが過去に技術協力プロジェクトで通したトイレについても、維持管理が十分に行われていないケースが確認されている。

これらを踏まえ、衛生の課題では、①衛生施設整備に関する啓発活動の手法（PHAST、CLTS、Social Marketing）、②衛生施設の普及体制の整備、③学校のトイレに焦点を当て、本研究対象国の状況、対象プロジェクト、2013年衛生調査を含む文献レビュー、他開発パートナーへのヒアリング（文献レビュー及びヒアリングは、サブサハラアフリカを対象とする）、新技術（例えば、SATO トイレ）の把握等により、衛生に関する取り組み状況や課題を整理する。

⁹ 中には、例えば、ウガンダで整備された管路給水施設は、約20年間活用され、その後、新たに他開発パートナーの支援も受けて、ウガンダ政府が給水施設の再整備を行ったという事例もある。

¹⁰ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/related/20200323.html>

¹¹ JICA 2017. 課題別指針 水資源 2017年7月

(8) セクター横断的アプローチ

セクター横断的アプローチとは、同じ時期、同じ場所で複数セクター（水供給・衛生、都市開発、保健、栄養等）による包括的な介入を行うアプローチ（Multi-sectoral Approach）を指す。保健や栄養分野においても、水・衛生が果たす役割は大きい。例えば、JICAが進めている食と栄養のアフリカ・イニシアチブ

（Initiative for Food and Nutrition Security in Africa: IFNA）において、同時期・同地域におけるマルチセクトラルな活動（農業、保健、水・衛生、教育等）を推進する手法を掲げ、水・衛生環境の改善が疾病の軽減につながり栄養改善に貢献するロジックが整理されている。本研究では村落給水と衛生に焦点を当てたものの、保健や栄養セクターの抱える課題に対し、村落給水・衛生が果たす役割は大きいため、セクター横断的アプローチという視点も持ちつつ、本研究を実施する。

(9) 内部検討会の設置

本研究の実施にあたってJICAは、地球環境部、その他関連部、本業務の受注者等により構成される内部検討会を組織する。内部検討会は定期的開催し、情報や分析結果の更新を行う。受注者は、本検討会で必要な資料を準備し説明を行うとともに、JICAの考え方や要望事項を踏まえつつ、業務の実施や報告書の取り纏めを行う。以下、主要な内部検討会の開催時期（案）を示す。内部検討会の回数としては5回（主要なものは、以下の3回）を予定する。

2021年1月頃 業務方針確認、業務アウトプットイメージの共有

2021年8月頃 中間報告書に関する協議

2022年1月頃 最終報告書（案）に関する協議

(10) 受注者の現地渡航について

受注者による対象4か国への現地調査を実施する。ただし、COVID-19の感染状況により、延期・中止の可能性はある。

3. 業務の内容¹²

(1) 業務実施方針の整理

1) 関連資料・情報の整理

JICAが提供する関連資料・情報の把握及び、JICAの考え方や問題意識、要望事項のヒアリングを行い、詳細な業務内容及びスケジュールを検討する。また、本研究の調査対象プロジェクトを確認する。

2) 第1回内部検討会への参加

第1回内部検討会に参加し、業務計画書に基づき業務方針、業務内容、業務方法、アウトプットイメージをJICAに説明し大枠の方針について合意を得る。

(2) 村落給水・衛生の課題と教訓の整理

1) 2010年O&M報告書のレビューの実施

2010年O&M報告書で提示された課題と教訓、運営維持管理の在り方に対し、JICAが実施してきた村落給水のO&Mに関する技術協力プロジェクトにおいて、どのように対

¹² ここでの記載を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

応を行ってきたのか、また、その結果について、表2も参考に、クリティカルな視線も持ってレビューを行う。

表2：レビュー項目とレビュー対象国やプロジェクト

項目（2010年O&M報告書の該当箇所）	レビューを行う国やプロジェクト
第4章 課題と教訓：レベル1及びレベル2施設の運営維持管理	表1に示した技術協力プロジェクト
第5章 セクター援助協調における運営維持管理の在り方	表1に示したタンザニア国、ザンビア国、ルワンダ国の技術協力プロジェクト

2010年O&M報告書「第5章 セクター援助協調における運営・維持管理のあり方」では地方自治体の事業計画能力、実施監理能力、実務にあたる人材等の不足の顕在化が示されている（p.199）。この点に関し、同報告書では、ザンビアでは、スペアパーツ供給網の整備を軸にしたハンドポンプO&M体制の構築を図るザンビア国地方給水運営維持管理能力強化プロジェクト（SOMAP）、タンザニアでは、県地方自治体の事業実施・O&M体制の強化を目的としたタンザニア国村落給水事業実施・運営維持管理能力強化プロジェクト（RUWASA-CAD）をグッドプラクティス事例として提示している。

その後、RUWASA-CADフェーズ2の終了時評価では、活動の展開に際して想定されていたバスケットファンドからの活動経費の支出が滞ったことがプロジェクト活動に影響を与えたことが指摘されている（JICA 2015¹³）。SOMAPでは、地方自治体を実施する業務に関しては、地方自治体自身や他開発パートナーによる活動資金確保が行われ、O&Mの活動が機能することを想定していたが、そのような期待した結果にはいたっていないと考えられる。また、JICAがザンビアで実施した調査では地下水の水質やハンドポンプの材質に起因すると考えられるハンドポンプの腐食に伴う稼働率の低さが確認され、NKHOSI（2020）¹⁴は、スペアパーツショップに在庫が確保されていないことや、地方自治体におけるモニタリング体制が確立されていないことを指摘している。

ルワンダの場合、2010年O&M報告書では「ルワンダ国における運営・維持管理政策の混乱」（p.204）が示されている。2010年以降、ルワンダでは都市及び村落の給水の施設整備及び運営維持管理に関する業務を行うWater and Sanitation Corporation（WASAC）が組織され、村落給水のO&M体制についても、海外協力隊を含むJICAの支援も受けつつ、民間へのマネジメント契約を導入による体制構築が進められている。

2010年O&M報告書第5章については、これら3か国のO&M体制の現状をJICAが実施してきた技術協力プロジェクト等に基づき整理するとともに、課題、知見、JICAによる支援の教訓等を抽出する。

2）2013年衛生調査のレビューの実施

2013年衛生調査の対象国のうち、本研究の対象国（タンザニア、エチオピア、マラウイ、ザンビア、ウガンダ、ケニア）において、衛生（学校のトイレを含む）におけるJICAの取り組み状況を文献調査やJICA（本部及び在外事務所）へのヒアリングを基

¹³ JICA 2015. タンザニア村落給水事業実施・運営維持管理能力強化(RUWASA-CAD)プロジェクトフェーズ2 終了時評価報告書

¹⁴ NKHOSI, J.2020. The SOMAP Experience, Zambia. A study of the how sustainable a national rural water supply programme turned out, in Chongwe District, Zambia. Rural Water Supply Network.

にアップデートし、教訓を抽出する。

3) 文献レビューの実施

村落給水のO&Mや衛生に関する論文などの文献レビューを実施し、最新の動向や議論について把握する。村落給水・衛生分野におけるICT¹⁵についても最新情報を収集する。村落給水政策やICTに関しては、Hope et al. 2020¹⁶ の議論も参照する。

4) 村落給水・衛生の他開発パートナーの動向や対応状況の整理

他開発パートナー（NGO含む）のサブサハラアフリカにおける村落給水・衛生への動向や対応状況をヒアリング等の実施も行い把握する。また、我が国はユニバーサルヘルスカバレッジに関する活動を通して、UNICEFを通してCLTSによるトイレ建設を支援している国もあり、これら情報も把握する。

5) O&M体制の横断的比較

村落給水の対象施設のO&M体制について、セネガル、ブルキナファソ、ベナン、ルワンダ、マラウイ、エチオピア、タンザニア、ザンビア、モザンビークを対象に文献やウェブサイト等からの情報を基に整理し、横断的に比較する。比較項目としては、関連法、政策、O&Mに関わる組織（アクター）、O&Mの責任の所在などとする。O&M体制の種類については、Water Aid（2018）¹⁷も参考にする。

6) 機材供与に関する検討

先方政府のキャパシティ向上を支援する手段として、我が国は無償資金協力等を通して、井戸掘削機や井戸修理などに関する関連機材の支援を行ってきた。井戸掘削機については、エチオピア、ナイジェリア、マラウイ、井戸修理に活用されるサービストリグについてはウガンダ¹⁸、エチオピア、ニジェールが挙げられる。これらの活用状況、その効果、スペアパーツ確保対応などを現地調査（エチオピアのみ）、プロジェクト関係者へのヒアリング（JICAのプロジェクトを実施したコンサルタントへのヒアリングは受注者からの依頼に基づき、ヒアリングのアレンジをJICAが行います）、文献調査等により把握し、機材供与の可能性、課題、留意事項等を整理する。

7) 村落給水のO&Mにおける課題や知見の抽出

上記の業務を踏まえ、O&Mにおける課題や知見を抽出する。課題の抽出にあたっては、網羅的に課題を抽出するのではなく、今後のJICA事業での対応可能性も踏まえ、優先的に取り組むべき中心的課題を抽出する。表3はJICAが考える課題を3点示す（案であり、課題やその数は本研究で整理する）。これら課題について、課題1及び2に関する問題定義は「2. 業務実施上の留意事項」（4）、（5）や「3. 業務の内容」（2）1）に記載のとおりである。

O&Mにおける中心課題を抽出するとともに、課題とする根拠を整理する。

¹⁵ 体系的に纏められた資料としてはWSP 2015. Unlocking the potential of information communications technology to improve water and sanitation services. Summary of findings and recommendations が参考になる。

¹⁶ Hope et al. 2020. Rural Water Policy in Africa and Asia, Water Science, Policy, and Management: A Global Challenge

¹⁷ Water Aid 2018. Management models for piped water supply services, A decision-making resource for rural and small-town contexts.

¹⁸ アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画

表3：課題と課題整理の方法（案）

	課題（案）	課題整理の方法（案）
課題1	O&MにおけるBuilding blocksの確保	本研究の対象プロジェクトに関する情報及び文献レビューに基づいて整理。
課題2	地方自治体の能力や予算執行体制	タンザニア国、ザンビア国、ベナン国を対象に整理。
課題3	ハンドポンプの種類と地下水の水質（技術及び環境）	ザンビア国等の情報や文献レビューに基づいて整理。

課題3は、ザンビア国の事例を中心に整理する。ザンビアでは無償資金協力であるルアプラ州地下水開発計画（第一次、第二次、第三次）（2008-2016）が実施されている。JICAによる調査では、ハンドポンプ付き深井戸（India Mark II）の中には、過剰な鉄分が含まれるために汲み上げた水に鉄の味が感じられるという状況がみられ、不稼働の要因の一つとなっている。地下水の水質の他、pHが低い酸性の場合には、ハンドポンプの揚水管が錆びてしまい、鉄味となっていることも考えられる。腐食の結果、揚水管が切断され、故障の原因ともなる。揚水管が塩化ビニル管であるAfridevの場合、錆問題は無縁であるが、Afridevでは揚水可能な地下水位は45m程度までである一方、India Mark IIの場合、85m程度までの地下水位でも汲み上げることが可能である。したがって、地下水位の低い深井戸では、錆問題を抱えながらもIndia Mark IIが採用されるケースがある。この場合、India Mark IIの鉄さびに対処すべくuPVC揚水管とステンレスロッドを用いたU3-Modifyや、揚水管の接続部をステンレス製とする製品が存在する。しかし、これら材料費の単価はIndia Mark IIより高価であり、CBMSを基本とするハンドポンプのO&Mでは、住民自身により購入と交換は困難であるとともに、交換後の故障に対しても、材料費が高く購入に対するハードルが高い。このような点も踏まえ、ハンドポンプの種類や動向、地下水の水質に関して整理する。

8) 衛生における課題の抽出

衛生施設の促進に関するアプローチに関し、PHASTは包括的な衛生促進アプローチであるために実施には時間を要し、ペリアーバンなどの地域での実施は適しておらず、Sanitation marketingは、マーケット（市場）に着目しているため、村落地域よりも人口の多いペリアーバンの方が導入に適していると考えられる。CLTSは村落地方で実施されるが、建設技術を持った技術者が少ない、地盤によって汚物槽の掘削が難しい、建設費負担が賄えない等の理由により建設が進まない、トイレ使用以外の衛生意識の普及が遅れる、改良型トイレの使用に結び付かない等の課題を抱える。また、これら衛生啓発アプローチは住民への直接的な金銭支援（subsidy）ではないものの、フィールドで実際にこれらアプローチを行うファシリテーターには活動経費の支援が必要であり、間接的にsubsidyを行う必要がある。加えて、住民は、トイレに対する欲求には、「健康の改善」ではなく、プライバシーの確保、ハエなどの削減、匂いの軽減、社会的ステータスの確保といった理由があり、衛生施設の改善を推進する側（例えば開発パートナー）と受益者には動機が異なり、健康の改善を先方に押し出すだけではなく、受益者の欲求に答える形で、衛生施設を普及されていくことも必要と考えられる。

上記も踏まえ、7) 村落給水のO&Mにおける課題や知見の抽出と同様の方針・視点とともに、他開発パートナーへのヒアリング（他開発パートナーへのヒアリングは、対

象地域はサブサハラアフリカとする) も行い、①衛生施設整備に関する啓発活動の手法、②衛生施設の普及体制の整備、③学校のトイレの整備と維持における中心的課題を抽出し、その根拠も整理する。

(3) 中間報告書の作成

これまでの作業について中間報告書に取り纏める。内部検討会で中間報告書案を説明し、内部検討会の結果を踏まえ最終化する。

(4) 現地調査の実施

1) 現地調査実施方針の整理

4か国(セネガル、ベナン、タンザニア、エチオピア)の現地調査を行う。調査の視点は表4のとおり。現地で稼働状況などを確認する給水施設及び衛生施設は、表1に示す案件を調査対象とする。特に施設の現状調査は現地再委託や現地傭人を中心に実施することを想定する。再委託を含む現地調査の開始時期や実施方針はJICAとの協議を踏まえ、決定する。現地再委託の契約は、本邦からの遠隔で受注者が行う。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドラン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。現地調査の効率的、合理的な実施を目的として、現地傭人活用の検討も行う。

表4：現地調査候補国と調査の視点

現地調査候補国	調査の視点
セネガル	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業も含む村落給水のO&M体制の把握 衛生分野を含む無償資金協力や技術協力プロジェクトのその後の状況把握
ベナン	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業も含む村落給水のO&M体制の把握
タンザニア	<ul style="list-style-type: none"> 村落給水のO&M体制把握
エチオピア	<ul style="list-style-type: none"> 無償資金協力や技術協力プロジェクトのその後の状況把握

ケニアは本研究の対象国に含めていないが、本研究に資すると考えられる情報は、実施予定の案件(ケニア地方給水アドバイザー)を通して、JICAが提供する予定である。また、現地調査や文献調査以外にも、案件を実施したコンサルタントに対しヒアリング調査を実施することも検討する。

2) 現地調査の実施

整理した現地調査実施方針に基づき、コンサルタントによる現地調査を実施する。現地調査の結果やJICAが実施している案件のヒアリング調査などを踏まえ、抽出した課題の検証等を行う。コンサルタントの現地調査は移動日を含めて各国10日間、業務従事者2名(業務主任者、給水施設・運営維持管理1)が現地調査を実施することを想定する。現地調査は2名が同時に東アフリカ(エチオピアとタンザニアを連続調査)と西アフリカ(セネガルとベナンを連続調査)に出張し(よって、現地調査自体は東アフリカと西アフリカで合計2回となる)、実施する。

(5) ICT技術やDXによる課題対処への検討

これまでの業務を踏まえ、村落給水・衛生が抱える課題とそれに対処する方法とし

てICT活用やDXによる対応について検討する。

(6) 技術協力プロジェクトや無償資金協力で収集された情報の把握

表1の対象案件を通して収集された情報(井戸情報等)の項目を、今後これら情報の収集を行うことを目的に、把握、整理する。整理された情報について、各案件を実施したコンサルタントに対しての収集はJICAが行う。

(7) 村落給水・衛生の案件形成や実施段階における留意点の整理

これまでの作業を踏まえ、今後のJICA事業における案件発掘・形成や実施段階における留意点を取り纏める。纏め方は、[プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成／実施監理上の留意事項」最終報告書\(JICA 2020\)](#)も参考にする。なお、総花的に留意事項を整理するのではなく、必要な事項に絞って整理する。

(8) 村落給水・衛生の支援方策やモデル案件の検討

技術協力プロジェクト及び無償資金協力の活用を前提として、施設整備、施設の更新、キャパシティ向上などに関して、村落給水・衛生における支援方策やモデル案件を検討する。支援方策やモデル案件の検討にあたっては、本研究で整理した施設整備やO&Mに関する課題に対処することや、対象国の前提条件(例えば、経済成長の度合い、国の大きさなど)にも留意する。

(9) 最終報告書の作成

1) 最終報告書案の作成と内部検討会への参加

分析結果や支援方策の最終化、教訓や提言等のナレッジの整理を行い、最終報告書(案)を作成する。

2) 内部検討会への参加

内部検討会に参加し、最終報告書(案)をもとに上記までの活動結果をJICAに報告すると共に、今後の業務方針を確認する。

3) 最終報告書の取り纏め

最終報告書(案)に対するコメントを踏まえ、必要な修正や加筆を行い、最終報告書として取り纏めた上でJICAへ提出する。

(10) 本研究ブリーフノートの作成

最終報告書を基に、対外発信を想定した本研究のブリーフノートの作成を行う。

4. 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(2)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2022年3月上旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの)

和文1部(簡易製本)、電子ファイル(電子メールでの提出)

(2) 中間報告書

- 電子ファイル
- (3) 最終報告書
和文3部（製本）、電子ファイル
冒頭に要約を入れること。
 - (4) 本研究ブリーフノート
本研究の成果を対外説明資料として作成する。
和文1部、英文1部、仏文1部、電子ファイル
 - (5) パワーポイント資料や報告文案
国際会議等対外発信用としてブリーフノートの内容を踏まえたパワーポイント資料（30スライド程度を想定）や報告文案を作成する。
和文1部、英文1部、仏文1部、電子ファイル

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、本業務を通して得られた結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

表紙、序文、要約、目次

第1章 はじめに

- 1.1 本研究の背景と目的
- 1.2 本研究の概要と実施方針
 - 1.2.1 本研究の概要
 - 1.2.2 対象分野と対象地域
 - 1.2.3 実施方針
- 1.3 本研究の実施体制とスケジュール

第2章 村落給水の課題と教訓

- 2.1 2010年O&M報告書のレビュー
- 2.2 文献レビュー
- 2.3 他開発パートナーの動向
- 2.4 O&M体制の横断的比較
- 2.5 先方政府への機材調達
- 2.6 村落給水における課題と教訓

第3章 衛生の課題と教訓

- 3.1 2013年衛生調査のレビュー
- 3.2 文献レビュー
- 3.3 他開発パートナーの動向
- 3.4 衛生における課題と教訓

第4章 現地調査の実施と結果

- 4.1 現地調査実施方針
- 4.2 現地調査結果

第5章 ICT技術とDXによる課題対処

- 5.1 ICT技術やDXの活用検討方針
- 5.2 ICT技術やDXによる課題対処

第6章 村落給水・衛生案件の発掘・形成時及び実施段階における留意点

- 6.1 村落給水・衛生案件の発掘・形成時の留意点
- 6.2 村落給水・衛生案件の実施段階における留意点

第7章 村落給水・衛生分野におけるモデル案件の検討

- 7.1 村落給水・衛生分野におけるモデル案件
- 7.2 政策や今後の協力に対する提言

参考文献

付属資料

参考文献一式

本研究ブリーフノート（和文）（英文）（仏文）
国際会議での発表を想定したプレゼンテーション資料（MS PowerPoint）
技術協カプロジェクトや無償資金協カで収集された情報一覧表

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

業務工程（案）は下表のとおり。2021年1月下旬に業務を開始し、2022年3月上旬に最終成果品を当機構に提出することを想定している

業務の内容	2021/1~3	2021/4~6	2021/7~9	2021/10~12	2022/1~3
(1) 業務実施方針の整理	■				
(2) 村落給水・衛生の課題と教訓の整理		■			
(3) 中間報告書の作成			■		
(4) 現地調査の実施		■			
(5) ICT技術やDXによる課題対処への検討		■			
(6) 技術協力プロジェクトや無償資金協力で収集された情報の把握		■			
(7) 村落給水・衛生の案件形成や実施段階における留意事項の整理				■	
(8) 村落給水・衛生のモデル案件の検討				■	
(9) 最終報告書の作成					■
(10) 本研究のブリーフノートの作成					■

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

1) 作業人月（目途）：

（全体）約17人月

（内訳）現地作業：約2.66人月（現地渡航回数：延べ4回）

国内作業：約14.34人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任者／村落給水・衛生／地方行政（2号）
- ② 給水施設・運営維持管理1（3号）
- ③ 給水施設・運営維持管理2
- ④ 衛生

(4) 各業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／村落給水・衛生／地方行政】

- a) 類似業務経験の分野：村落給水・衛生にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全途上国
- c) 語学能力：英語（なお、仏語ができれば望ましい）

【業務従事者：担当分野 給水施設・運営維持管理 1】

- a) 類似業務経験の分野：村落給水にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域または全途上国
- c) 語学能力：英語（なお、仏語ができれば望ましい）

3. 公開資料等

- サブサハラアフリカの村落給水施設・運営維持管理の課題と教訓(2010年)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12023065.pdf>
- アフリカ地域衛生セクター支援情報収集・確認調査(2013年)
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12121778_01.pdf

4. 現地再委託

4カ国の給水施設の運営・維持管理等に関する現状調査（民間企業も含む村落給水のO&M体制等含む）については、再委託による調査をご検討いただいて構いません

*3,000千円／国として4カ国合計12,000千円程度を見込みます（別見積指示）。

5. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができ、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地での業務実施に当たっては安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、各JICA事務務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。また、現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上